平成３０年（フ）第３４１号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町252番地　ビッグオレンジ瀬戸ケ谷102号
債務者　畠山三喜子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３４８号
横浜市旭区三反田町247番地４
債務者　戸倉ひとみ
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３５６号
横浜市中区末吉町３丁目40番地２　ライオンズマンション伊勢佐木町第２　206号室
債務者　天野　吉通
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３６０号
横浜市鶴見区北寺尾１丁目12番12号　クリエール寺尾201
債務者　熊谷　智子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３６３号
横浜市青葉区市ケ尾町1053番地３　ミントハウス302
債務者　戸上　隆一
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３７４号
横浜市西区西戸部町２丁目229番地
債務者　加藤　操
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６号
愛知県豊橋市牛川町字南台１番地の２(1104)
債務者　春木　美穂
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月21日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第７号
愛知県豊橋市牛川町字南台１番地の２(1104)
債務者　春木　美和
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月21日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１２６７号
東京都江戸川区清新町１丁目２－２－313
債務者　和田　茂
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３５４号
東京都杉並区下井草５丁目２－５－607
債務者　津久間展江
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３７１号
東京都大田区西蒲田７丁目58－４－102
債務者　大村　光子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３９７号
東京都大田区本羽田３丁目20－10－302
債務者　小山　海
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９８号
神奈川県大和市鶴間２丁目16番36号　コーポ瀬沼103
債務者　上野　昭紀
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３１号
横浜市鶴見区下野谷町３丁目121番地　スカイコート鶴見第六　315
債務者　後藤　篤司
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８７９号
横浜市栄区長沼町262番地１　恒陽戸塚マンション426号
債務者　佐藤　嘉高
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部